

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、度重なる休業要請・営業時間短縮要請などにより、宿泊業や飲食業を始めとした多くの業種が疲弊しており、さらに、生産年齢人口の減少に加え、脱炭素化やデジタル化への対応など、労働者・企業等を取り巻く環境が劇的に変化している。

また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響による供給網の混乱が生じており、加えて、ロシアによるウクライナ侵攻や異常気象等に起因する資源・エネルギー・食料価格の高騰などに引き続き十分に対応していく必要がある。

こうした中、我が国が、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・原材料価格の高騰などの影響を受ける経済の下支え・回復と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化と適切な金融政策運営が必要である。

については、政府においては、あらゆる施策を講じることにより、新型コロナウイルス感染症対策やエネルギー・原材料の安定供給対策に万全を期し、労働者・企業等を迅速かつ強力に支援するとともに、ポストコロナ時代を見据えて、DXや2050年カーボンニュートラルの実現に向けた投資を呼び込む成長戦略と、多様な人材の活躍推進や人への投資による労働生産性向上と労働力確保を進め、経済の成長と所得の向上、格差の是正を実現すること。

また、日本銀行においても、企業等の資金繰り支援や物価安定に向けて、適切な金融政策を実施すること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政におけるデジタル化の遅れやデジタル化を阻害している制度・規制、場所や時間に捉われない働き方、民間企業におけるビジネスモデルの刷新など、様々な課題を顕在化させた。こうした状況の中、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会における環境整備のため、国家戦略特区やデジタル臨時行政調査会、規制改革推進会議における取組により、大胆かつ迅速に規制改革を進めること。
- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国・地方公共団体・企業・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、その削減目標達成に向けた道筋を明確にするとともに、次世代エネルギーやトランジション期における天然ガスの活用等において、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないとの観点を踏まえた上で、エネルギーの供給側・需要側の双方における具体的方策を示すこと。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響及び経済安全保障の重要性の高まりに伴い、様々な産業において生産拠点等の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンを構築する必要があることから、企業の投資インセンティブを高める強力な財政支援を継続・拡充すること。
- (5) 地域の大学、高等専門学校、企業、産業支援機関、地方公共団体の連携を強化し、地域イノベーションの創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発や研究成果の社会実装への取組を支援する制度を創設、拡充すること。
また、イノベーションの重要な担い手であるスタートアップを生み出し、成長を支える環境整備に向けて、挑戦する機会の創出や公共調達の促進など、地方公共団体が取り組むスタートアップ支援施策に対する十分な地方財政措置を講じること。
- (6) 世界的な旅客機需要の大幅な落ち込みが続いており、航空機産業関連事業者は厳しい経営環境に直面していることから、防衛機や防衛装備品を始めとした官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続など、事業継続の支援を行うこと。
併せて、航空機産業は世界的には2040年までに現在の約1.6倍と大きな成長が見込まれている成長産業であることから、航空機需要が回復した後に更なる成長が遂げられるよう、地方が行う競争力強化等の取組に対し支援を行うとともに、完成機プロジェクトを国策として強力に推進すること。

3 中小企業の振興について

- (1) 地域の経済・雇用を下支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の競争力強化を図るため、輸出促進などを通じた海外展開の拡大を含めた振興策や、DXによる生産性向上を進めるためのデジタル技術導入やデジタル人材の確保・育成及び2050年カーボンニュートラルに向けた設備投資等に対する支援の充実・強化を図ること。
- (2) 依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることから、過剰債務など厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえ、民間金融機関を通じ既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間、据置期間及び償還期間の延長、条件変更及び借換に伴う追加保証料の補助など、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じるとともに、政府系金融機関の融資制度において、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう、引き続き必要な対策を講じること。
また、感染症による影響や経済情勢を踏まえたセーフティネット保証制度の弾力的な運用や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長及び金融機関に対する指導や返済猶予も含め、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、中小企業再生ファンドについて、支援を必要とする事業者の掘り起こしを行う「プッシュ型の支援体制」の構築や必要に応じた追加出資を行うこと。

さらに、政府系金融機関の資本性劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、民間金融機関の協調融資を呼び込む環境の整備を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

- (3) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から、引き続き保証料率・保険料率のあり方を検討すること。

また、都道府県が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」への対応や実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。

- (4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

加えて、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点から、持続化補助金は十分な予算を確保すること。

また、「中小企業等事業再構築促進事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大でダメージを受けた事業者の新たなチャレンジを大いに後押しするものであり、今後も継続して予算を確保し、中小企業生産性革命推進事業とともに、多くの事業者が活用できるよう引き続き柔軟に対応すること。

- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や資材不足、エネルギー・原材料価格の高騰により、小規模事業者の経営が回復するまで長期の時間を要することが予想され、商工指導団体による事業者への伴走支援が今後さらに重要になることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政支援を複数年度にわたり拡充すること。

- (6) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、既往貸付分にかかる分を含め違約金の利率について検討を行うこと。

- (7) 中小企業の経営革新への取組を支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、中小企業の廃業の増加が懸念される一方、新しい生活様式などの経営環境の変化に対応した起業希望者が増加していることから、都道府県が行う地域経済の活性化に向けた起業・創業希望

者への支援施策に対し、十分な地方財政措置を講じること。

- (9) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。

また、事業承継税制の認定件数が増加していることから、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じるとともに、全国規模での申請手続や認定事務の電子化、必要に応じた担当職員への研修により、適正化・効率化に向けた環境の整備を行うこと。

さらに、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

- (10) 近年、多発している自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対し、中小企業がサプライチェーンを維持するため、税制措置の充実を図ること等により事業継続計画（BCP）の策定によるリスクマネジメントの強化を支援すること。

- (11) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

- (12) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や不安定な国際情勢などに円安傾向も相まって、原材料・エネルギーコストが上昇しており、中小企業・小規模事業者は厳しい状況に置かれている。原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁を始め、大企業と中小企業・小規模事業者との取引の適正化に向けて、実効性ある下請事業者の支援対策を強化すること。

4 雇用対策の推進について

- (1) 雇用調整助成金の特例措置をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する雇用対策の支援策については、感染症の影響が長期化しているため、経済・雇用情勢等を踏まえ柔軟に対応するとともに、財源確保を確実にすること。

また、一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や相談体制の充実、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報と活用促進を図ること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職活動の様式が大きく変化しているほか、企業の採用活動に与える影響も先行き不透明であることから、新規学卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

また、厳しい経営環境の中にあっても、若年者への採用に積極的に取り組む企業への支援を充実すること。

- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。
- (4) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、充実した職業生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- (5) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (6) 企業の規模にかかわらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発、障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充（調整金・報奨金の基準緩和等、特例給付金）、精神障害者である短時間労働者に関する障害者雇用率算定方法の特例措置の延長等により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加する等施策の充実を図ること。
- (7) 労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、離職者向け職業訓練について、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化に対応した支援強化やデジタル化に対応した訓練内容の充実を図るとともに、訓練実態に即したモデルカリキュラムの弾力的運用を図ること。
さらに、委託先の民間教育訓練機関等がオンライン訓練や在宅訓練（eラーニングコース）を行うために必要となる設備及びソフトウェア並びにインターネット接続環境の整備に対して支援を行うこと。
また、認定職業訓練を含めた在職者向け訓練については、訓練内容の充実とともに、労働者が積極的に訓練に参加できるよう、事業主に対する支援強化を図ること。
- (8) 働きやすい環境を整備することは、地方における質の高い労働力の確保にもつながるものであることから、柔軟で多様な働き方の実現に向けた長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク・副業・兼業等の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (9) 非正規雇用労働者等の正規雇用化については、継続的に支援するとともに、地方公共団体の取組について必要な財源措置を講じること。
また、同一労働同一賃金の実現や有期契約労働者の無期転換など、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む企業の費用支援策等の充実を図ること。

(10) 都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、若年者に対する技能検定手数料の減免措置を実施しているが、令和4年度から変更された減免措置に係る国の補助対象者の年齢等の対象範囲を拡大するとともに、「技能向上対策費補助金」の十分な予算確保を含め、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

また、若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）についても、事業費縮小や対象要件の見直しにより、高校生等が熟練技能者の指導を受ける機会が減少していることから、対象要件について見直し以前の水準と同等以上にするとともに、必要な財源の確保を図ること。

(11) 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る1号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、2号の対象分野についても、農業をはじめとした他の特定産業分野を追加すること。また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。

さらに、「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。

また、地方公共団体の施策立案に資するよう、地方公共団体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。例えば、統計情報については、厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」や法務省の「在留外国人統計」において、地域の状況を正確に把握できるよう、より詳細な集計区分を追加するなど、施策の基礎となる情報の充実を図ること。

(12) 変異ウイルスなどの影響により出入国制限の措置が変化中、在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置、出入国手続等の情報提供の徹底、帰国困難な元技能実習生や留学生等でやむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

(13) 就職氷河期世代に対する取組については、真に実効性のあるものとするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

また、「就職氷河期世代支援に関する政府の取組方針」（令和4年5月12日）において令和5年度からの2年間も支援を継続することとされているが、長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については息の長い支援を地域の実情に応じて実施することが必要であることから、地方公共団体の取組について、必要な財源措置を講じること。